

疑問 相談**消費税****テレビ会議システム・メールを用いたコンサルティング
サービスに係る電気通信利用役務の範囲**

Q 内国法人である当社は、国外に所在する法律事務所から法務顧問サービスを受けています。当該サービスは、当社の質問の意図が明確に伝わり、かつ、迅速な回答をその場で提供してもらえよう、テレビ会議システムを用いて海外の専門家に直接相談に乗ってもらう方式です。なお、テレビ会議中に口頭で受けた回答については、後日、成果物である正式な意見書をメールで提出してもらうことになっています。

本取引における消費税法上の取扱いについては、役務提供者の事務所等の所在地が国外に所在することから、これまで国外取引として不課税処理を行ってきました。しかしながら、2015年10月1日以降は、本取引を事業者向け電気通信利用役務の仕入れ（特定仕入れ）として取り扱い、その支払対価につきリバースチャージを適用することになるのでしょうか。

A 本取引では、テレビ会議システムやメールという電気通信回線を用いてサービスが実施されています。しかし、当該サービスの本質は相談内容の検討及び成果物の作成であり、電気通信回線の利用はこれに付随するものにすぎないと考えられます。したがって、本取引は電気通信利用役務に該当せず、10月1日以降も従来の内外判定基準のとおり、国外取引として取り扱うことが相当であると考えます。

行われる役務（電気通信利用役務）の提供について、当該役務を受けた者の所在地が日本国内である場合には、その取引は課税対象となります。新消法2①八の三では、電気通信利用役務を「資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物…の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供…であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のもの」と定義しています。

消費税法基本通達5-8-3（電気通信利用役務の提供）には、電気通信利用役務に該当する役務が例示列举されており、ここには「電話・電子メールによる継続的なコンサルティングサービス」が含まれています。

【解 説】**1 電気通信利用役務の範囲**

平成27年度の消費税法一部改正により、本年10月1日以降、電気通信回線を介して

一方、同通達は、注記にて「付随して行われる役務の提供」であるため電気通信利用役務に該当しないサービスの例として、(注)2に「ソフトウェア開発の依頼を受けた事業者が、国外においてソフトウェアの開発を行い、完成したソフトウェアについてインターネット等を利用して依頼者に送信するもの」を挙げています。また、国税庁が5月に公表した『国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A』(以下「Q&A」とします)の問2では、情報の収集、分析等を行ってその結果報告等について、インターネット等を介して連絡を行うことは、他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているにすぎず、電気通信利用役務の提供に該当しないとのガイダンスが示されています。

コンサルティングサービスはしばしば成果物を伴います。さらに、役務提供者が日本国外に所在する場合、電話やメールのみにより照会、指示、及び成果物の送付が行われる場合も少なくありません。このようなサービスが一定の期間継続して行われている場合において、これを消費税法基本通達5-8-3本文(6)の「電話・電子メールによる継続的なコンサルティングサービス」と解するのか、成果物という著作物の制作という側面に着目して、同通達(注)2、またはQ&A問2の「国外事業者に依頼する情報の収集・分析等」のガイダンスに従い電気通信回線の利用は他の資産の譲渡等に付随するものにすぎないと考えるのか、線引きのための一定の基準が必要になるものと思われる。

この点、成果物の提供を伴うコンサルティ

ングサービスは、消費税法基本通達5-8-3本文(6)ではなく、同通達(注)2の事例やQ&A問2に沿って解釈すべきと考えられます。すなわち、一連のコンサルティングサービスがメールや電話を通じて行われたとしても、成果物の提供を伴う以上、成果物の作成という役務に付随して電気通信回線が利用されているにすぎないと解され、当該サービスは電気通信利用役務には該当しないこととなります。

2 本件における内外判定

本件の役務は法務顧問サービスであることから、コンサルティングサービスが継続的に実施されているといえます。しかし、本サービスは成果物の提供を伴うため、テレビ会議システムでのやりとりは、成果物の作成という役務に付随する電気通信回線の利用にすぎず、これにより本サービスが「電話・電子メールによる継続的なコンサルティングサービス」として電気通信利用役務に該当することはありません。したがって、当該サービスについては、改正後も引き続き国外取引として不課税扱いとすることが適切であると考えます。

3 電気通信利用役務に該当するコンサルティングサービス

それでは、どのような役務が「電話・電子メールによる継続的なコンサルティング」として電気通信利用役務に該当することになるのでしょうか。

まず「継続的」というためには、役務が一定期間を通じて持続する必要があるものと考えられます。さらに上記1、2より、成果物

の提供を伴わず、役務の目的がインタラクティブなやりとりのみで達成されるものという要件が導かれます。すなわち、Q&A 問2において電気通信利用役務の例として示されている「インターネットを介して行う英会話教室」のほか、数回に亘って行われるメールによる英文添削サービス、電話やメールを通じた製品サポートサービスなど、電気通信回線を用いて一定期間やりとりを繰り返すことで完結するサービスがこれに該当するものと思われれます。

《税理士法人トーマツ 間接税グループ

パートナー 岡田 力 アソシエイト 服部 尚子》

ただし、メールやインターネットを用いたサービスが多様化する中、実務上判断のつきかねる事例も多く生じることが予想されます。例えば、成果物の別途の作成を約さないコンサルティングサービスであっても、法務や税務の専門家が行うものである場合、その場で提供された回答という行為が実質上の役務提供の完了とも考えられます。コンサルティングサービスの内容や回答の性質、及び業界の慣習を考慮の上、各役務を個別に検討することが必要になるものと思われれます。